《食事療養費》標準的な食費

標準負担額（１食あたり）

所得区分		食費
一般（下記以外）	※難病の人、小児慢性特定疾病の人、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している人の食費は1食260円です。	460円
●非課税 ●低所得者Ⅱ（注１）	過去12ヶ月間で90日までの入院	210円
	過去12ヶ月間で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ（注２）		100円

《生活療養費》標準的な食費と居住費

65歳から74歳までの人が療養病床に入院したとき、標準的な食費と居住費が自己負担となります。

所得区分	食費（1食あたり）			居住費（1日あたり）	
	医療の必要性の低い人	医療の必要性の高い人	指定難病患者		指定難病患者
一般（下記以外）	460円（420円）（注３）		260円	370円	0円
●非課税 ●低所得者Ⅱ（注１）	210円	210円（注４）			
低所得者Ⅰ（注２）	130円	100円			

（注１）低所得Ⅱとは・・・７０歳から７４歳までの人で、同じ世帯の国保加入者全員と世帯主が市町村民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

（注２）低所得Ⅰとは・・・７０歳から７４歳までの人で、同じ世帯の国保加入者全員と世帯主が市町村民税非課税の人で、それぞれの方の給与や年金などの収入から必要経費・控除（年金の所得は控除額を８０万円として計算）を差し引いたとき０円になる人

（注３）一般の人の食費は、入院している医療機関によって金額が異なります。

（注４）過去12ヶ月間の入院日数が90日を超える場合は１食１６０円です。